

札幌市円山動物園動物福祉規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。

（動物福祉の向上に向けた責務）

第2条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理及び施設運営を行わなければならない。

2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会及び講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等を図らなければならない。

（動物福祉の自己評価）

第3条 円山動物園は、条例第8条第2項に基づき、飼育動物における動物福祉の自己評価を1年に1回以上、実施しなければならない。

2 自己評価の実施は、動物専門員が持つ動物の飼育に関する考え方や取組を整理し、動物の状態や施設整備状況などを評価するとともに、円山動物園職員の知識や技術等の向上が図られるよう実施しなければならない。

3 園長は、第1項の自己評価を実施するため、園内に動物福祉評価委員会を組織する。

4 動物福祉評価委員会は、園長を委員長とし円山動物園職員の中から選出することとする。

5 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。

（教育（ふれあい））

第4条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。

2 前項の承認については、別紙様式 1 により審議を依頼するものとする。

(調査研究)

第 5 条 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は、対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の動物を対象とする場合は、糞便の採取等で動物福祉に影響しない場合を除き、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。

(関連法令の遵守等)

第 6 条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。

2 動物の飼育及び展示にあたっては、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律 105 号) 及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成 16 年告示第 33 号) を正しく認識し、その遵守に努めること。

3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(安楽死処置)

第 7 条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、以下の条件のいずれかに該当した場合に、対象傷病動物の生活の質に重点を置き検討することとする。

(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。

(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、置かれた状況において安楽死処分が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。

(5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。

(6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が

苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。

(7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。

2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。

3 安楽死処置の際の具体的な意思決定方法については、札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドラインにて定める。

(市民動物園会議による評価)

第8条 園長は、条例第12条第1項に基づく評価を受けるために、第3条で定める自己評価の結果を市民動物園会議に提出するとともに、市民動物園会議による施設の視察及び職員への聞き取り等に応じることとする。

附則

1 本規程は、令和 年 月 日より施行する。

2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。

利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

記

1 取組の名称	
2 実施期間	
3 実施場所	
4 利用する動物	
5 利用者の属性	
6 具体的な内容 (頻度、方法など)	
7 動物福祉を確保 するための考え方	
8 実施責任者	所属： 氏名：
9 備考	

(記載例)

利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

記

1 取組の名称	モルモットふれあい教室
2 実施期間	通年
3 実施場所	こども動物園 ふれあい教室 (モルモット展示場横)
4 利用する動物	モルモット
5 利用者の属性	園内利用者 (4歳以上 ※2~3歳の利用も想定あり)
6 具体的な内容 (頻度、方法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回 (日・木) 13時30分~14時 (30分間) ・モルモットのガイドとふれあい (5分程度) ・ふれあいは、利用者の膝の上にタオルをかけその上にモルモットを置き触ってもらう。膝の上に置くことが難しい場合は、小さなかごにモルモットを入れ、それを椅子の上に置き触ってもらう。
7 動物福祉を確保するための考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・個体をふれあいに使用する頻度は、1日1回、週2回まで ・ふれあいを行う時間は、1回の実施あたり最大で5分程度 ・毎日の健康状態の確認で問題がなく、展示場からふれあい用ケージに自主的に移動してきた個体をふれあいに使用
8 実施責任者	所属：飼育展示課 飼育展示一担当係 氏名：坪松 耕太、飯島 なつみ
9 備考	参考資料「みんなのドキドキ体験「モルモットのふれあい教室」実施計画 (R4)」